

生産・流通・消費の各段階における食育の推進（拡充）

1. 趣 旨

平成17年7月に施行された「食育基本法」に基づき、生産・流通・消費の各段階における「食事バランスガイド」の普及・活用の促進や米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発などを通じて、食について自ら考え、判断ができる能力を養成する食育を推進。

2. 事業内容

(1) 全国段階における食育の推進（拡充）

にっぽん食育推進事業 3,945（588）百万円

- ① 「食事バランスガイド」を活用したモデル的取組の促進
「食事バランスガイド」を活用した外食産業や小売業等におけるモデル事業や、民間における実践活動に対する支援を実施
- ② 米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発
米を中心とした「日本型食生活」の実践を促すため、モデル地域における多様な取組の支援や、都市部の児童、生徒を対象とした体験学習等を実施
- ③ 多様な媒体等を活用した普及・啓発
ポスターやマスメディア等の多様な媒体を活用し、「食事バランスガイド」や米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を実施
- ④ 食育を国民運動として推進するためのシンポジウムやイベント等の開催
1月の「食を考える月間」を中心として、シンポジウムやイベントを開催

(2) 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進（新規）

食の安全・安心確保交付金 2,702（2,742）百万円の内数
地域におけるイベントの開催などによる「食事バランスガイド」の普及・活用の取組を支援

3. 事業実施主体 (1) 民間団体 (2) 都道府県等

4. 補助（交付）率 (1) 定額 (2) 定額

5. 事業実施期間 平成17年度～21年度

6. 平成18年度概算決定額

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) にっぽん食育推進事業 | 3,945（588）百万円 |
| (2) 食の安全・安心確保交付金 | 2,702（2,742）百万円の内数 |

【担当課：消費・安全局 消費者情報官】

～生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進～

－「食育基本法」に基づき、食について自ら考え、判断できる能力を養成する食育を推進－

【目標：望ましい食生活の実現】

全国段階における食育の推進(にっぽん食育推進事業)

1 食事バランスガイドを活用した

モデル的取組の推進

- ・ファミリーレストラン、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等におけるモデル事業の実施
- ・民間の実践活動等に対する支援

2 米を中心とした日本型食生活の普及・啓発

- ・モデル地域における多様な取組への支援・実証
- ・都市部の児童・生徒等を対象とした稲作体験学習等
- ・学校給食における日本型食生活の実践を推進するためのフォーラム等の実施

3 多様な媒体等を活用した普及・啓発

- ・ポスターやリーフレットの作成・配布、マスメディアの活用等による「食事バランスガイド」や「日本型食生活」等の普及・啓発を地域を限定して集中的に実施

4 食育を国民運動として推進するための

シンポジウムやイベント等の開催

- ・「食を考える月間」(1月)を中心に、「食事バランスガイド」、「日本型食生活」等をテーマにしたシンポジウムの開催
- ・体験型の総合展示会や全国的なマスメディアと連携したステージイベントの開催

地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進 (食の安全・安心確保交付金)

～国の施策と地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の取組を一体的に推進～

1 「食を考える月間」(1月)を中心とした

イベントの開催

- ・「食を考える月間」を中心に、「食事バランスガイド」等をテーマにした食育総合展示会やシンポジウム等を集中的に開催

2 「食事バランスガイド」等の普及・活用の

取組の推進

- ・食育の取組全体をコーディネートする食育推進リーダーによる「食事バランスガイド」等に係る指導(講習会の開催、各種取組における現地指導等)
- ・地域版食事バランスガイド(郷土料理の活用等)の策定・普及の取組